

改正

中小企業向け  
所得拡大  
促進税制の  
お知らせ

このチラシの内容が  
適用される年度は、平成  
30年4月1日以降開始  
の事業年度です。

# 従業員の給与を増加させると 増加分の一部が 法人税から控除されます！



## A社の場合



- 従業員の給与を総額で300万円上昇させた。
- 継続雇用者の給与を前年度より1.5%上昇させた。



**45万円**  
税額控除 !!

給与上昇額の15%  
(300万円 × 0.15 =)  
45万円が法人税から  
税額控除されます。

## B社の場合



- 従業員の給与を総額で400万円上昇させた。
- 継続雇用者の給与を前年度より2.5%上昇させた。
- 人材投資にも取り組んだ。



**100万円**  
税額控除 !!

給与上昇額の25%  
(400万円 × 0.25 =)  
100万円が法人税から  
税額控除されます。

## C社の場合



- 従業員の給与を総額で500万円上昇させた。
- 継続雇用者の給与を前年度より2.5%上昇させた。
- 経営力向上計画※の認定を受け、生産性向上を実現した。

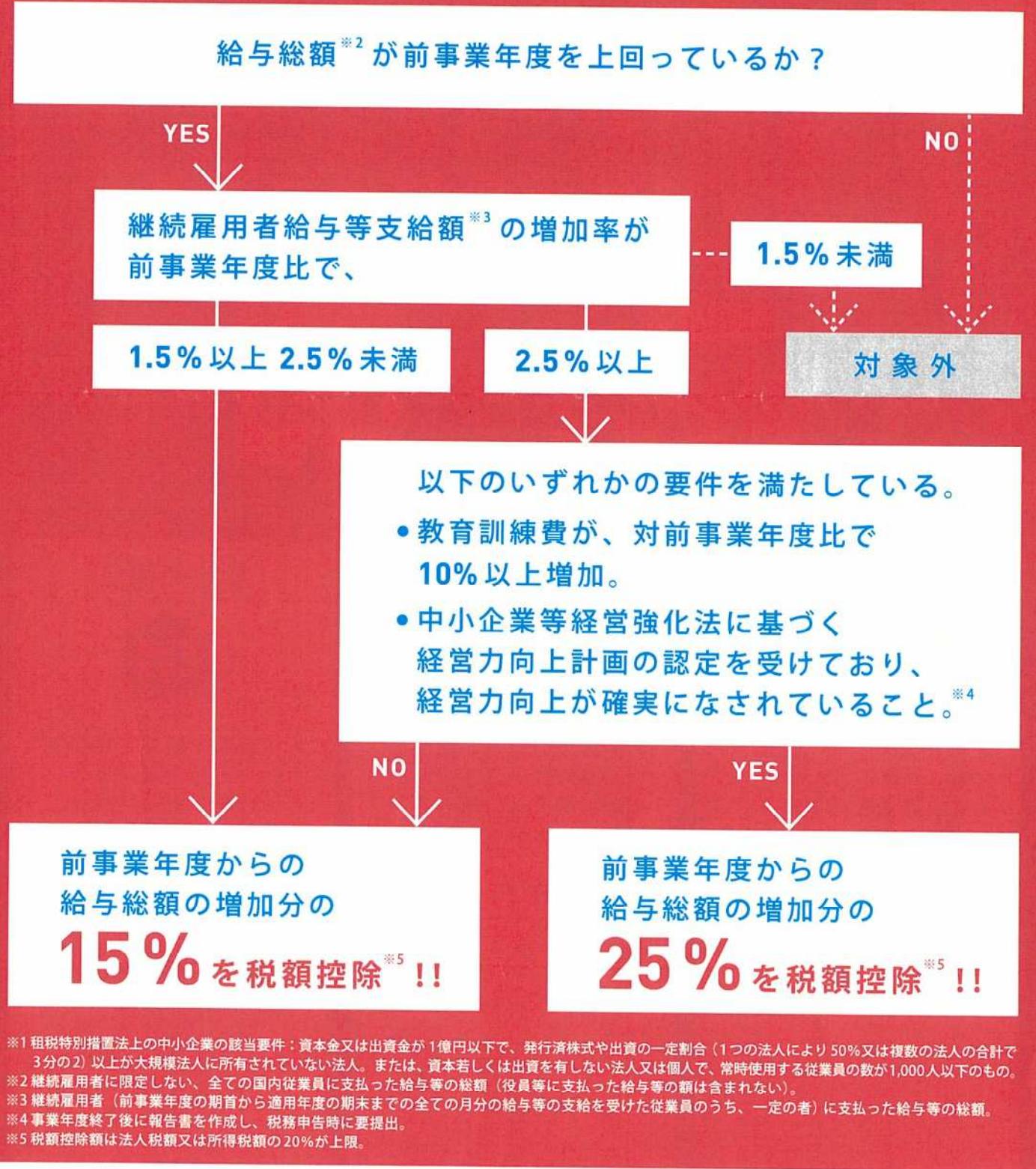
※コスト管理などのマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画。税制や金融などの支援を受けられます。



**125万円**  
税額控除 !!

給与上昇額の25%  
(500万円 × 0.25 =)  
125万円が法人税から  
税額控除されます。

# <中小企業向け<sup>\*1</sup> 所得拡大促進税制>適用の要件



## お問い合わせ

### 所得拡大促進税制について

#### 中小企業税制サポートセンター

TEL: 03-6281-9821 (平日 9:30-17:00)

#### ◆所得拡大促進税制ご利用ガイドブック

中小企業庁 所得拡大促進税制 検索



#### ◆平成29年度までの制度概要

所得拡大促進税制 検索



### 経営力向上計画について

#### 経営力向上計画相談窓口

TEL: 03-3501-1957 (平日 9:30-12:00, 13:00-17:00)

※ 個別の申請に対する認定の可否や、審査の状況に関するお問い合わせは、申請を行った窓口にお問い合わせください。

※ 申請者や、その支援機関以外の方のお問い合わせはご遠慮ください。

#### ◆経営強化法による支援

経営力向上計画 検索

